

# 令和3年秋季全国火災予防運動実施要綱

## 1. 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2. 防火標語

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

## 3. 実施期間

令和3年11月9日（火）から11月15日（月）までの7日間

## 4. 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

## 5. 重要目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

### (1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の実施
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

### (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
- イ 火災予防広報の実施
- ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- エ 火気取扱いにおける注意の徹底
- オ 工事等における火気管理の徹底

### (3) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
  - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
  - ウ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
  - エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ア 防火管理体制の充実
  - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
  - ウ 二酸化炭素を消化剤とする不活性ガス消火設備の放出事故の発生を踏まえた安全対策の再徹底
  - エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
  - オ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
  - カ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
  - キ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
  - ク 表示制度及び公表制度の取組の推進
  - ケ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
  - コ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
  - サ 飲食店における防火安全対策の徹底
  - シ 大規模の倉庫における防火安全対策の徹底
  - ス 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底
  - セ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
  - ソ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- ア 催しを主催する者に対する指導
  - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
  - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
  - エ 照明器具の取扱いに係る指導

## 6. 消防本部（署）において実施する事項

- (1) 町内の防火対象物等における防火安全対策の徹底（立入検査の実施）
- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
- (3) テレホンサービス（☎ 32-3344）でPR
- (4) 防火ポスターの掲示
- (5) 管内を広報車で巡回して、防火広報実施
- (6) 事業所等と消防署合同による消火・避難訓練の実施
- (7) 住宅用火災警報器の普及啓発活動、老朽化に対する交換の推進

(8) 秋季全国火災予防運動の実施をホームページに掲載

#### 7. 消防団で実施する事項

- (1) 火災防ぎょ訓練の実施
- (2) 住宅用火災警報器の普及啓発活動、老朽化に対する交換の推進

#### 8. 女性防火クラブ、少年消防クラブで実施する事項

- (1) 消火器の取扱いなど各種訓練実施
- (2) 各学校単位での避難訓練の実施
- (3) 住宅用火災警報器設置の普及啓発活動、老朽化に対する交換の推進

#### 9. 各種団体で実施する事項

- (1) 危険物施設及び消防用設備等の総点検

#### 10. 実施要領

火災予防運動の実施にあたっては、「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に関する広報を含めて実施する。

# 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

## 4つの習慣・6つの対策

### 4つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対にしない、させない。
- **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。
- **こんろ**を使うときは火のそばを離れない。
- **コンセント**はほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### 6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及び、カーテンは、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておくこと。
- **防火防災訓練への参加、戸別訪問**などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

**火事・救助・救急** 1 1 9  
**救急医療情報センター** 32-3799  
**テレホンサービス** 32-3344